

News Release

2019年4月8日

～「働けなくなったときの保障」をさらにパワーアップ～

「&LIFE 新総合収入保障ワイド」「&LIFE 暮らしの応援ほけん」を発売

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上あいおい生命保険株式会社（社長：丹保 人重）は、2019年6月2日（日）より、個人向け商品ブランド「&LIFE」シリーズにおいて、新商品「&LIFE 新総合収入保障ワイド」「&LIFE 暮らしの応援ほけん」〔正式名称：新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）無配当〕を発売します。

今回発売する新商品では、現在発売している商品における就労不能保障の範囲を拡大するとともに、若年層・単身層等のお客さまに割安な保険料で「働けなくなるリスク」に備えていただけるよう、死亡保障のないタイプの商品を新たにラインアップに追加いたします。

【収入保障・就労不能保障のラインアップ】

商品名	保険契約の型	発売年月	死亡	高度障害	障害	介護	就労不能
&LIFE 新収入保障	I型	2017年4月	○	○	—	—	—
&LIFE 新総合収入保障	II型	2017年4月	○	○	○	○	—
新商品 &LIFE 新総合収入保障ワイド	IV型	2019年6月	○	○	○	○	○ (拡充)
新商品 &LIFE 暮らしの応援ほけん	V型	2019年6月	—	○	○	○	○ (拡充)

- ・「&LIFE 新収入保障」「&LIFE 新総合収入保障」「&LIFE 新総合収入保障ワイド」「&LIFE 暮らしの応援ほけん」は「新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）無配当」の販売名称です。
- ・現在販売しております「&LIFE 新総合収入保障 III型」は、新商品の発売をもって販売を停止いたします。

【新商品の主なポイント】「&LIFE 新総合収入保障ワイド」「&LIFE 暮らしの応援ほけん」

●ポイント1 就労不能保障の範囲を拡充	・就労不能保障の範囲を「約款所定の疾患（ガン、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性心疾患等）」から「全疾病・傷害（精神障害等を除く）」に拡充しました。
●ポイント2 死亡保障のない商品を追加	・高額な死亡保障が必要ないお客さま（若年層・単身者等）が「働けなくなるリスク」に絞って保障を準備いただけるよう、死亡保障のない商品を新たに追加しました。
●ポイント3 精神障害による就労不能を保障	・精神障害等を原因として働けなくなったときの収入減に一時金で備えていただくことができるオプションを追加しました。

以上

本件に関するお問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

経営企画部 広報グループ

小林・森

TEL 03-5539-8309

商品部 商品販売支援グループ

坂島・間野

TEL 03-5539-8326

1. 開発の背景

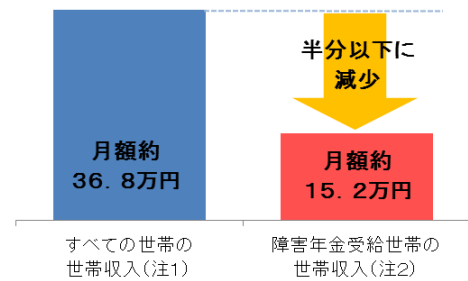
病気やケガで働けなくなったとき、公的保障制度により、傷病手当金や障害年金が支給されることがありますが、障害認定により障害年金を受け取ることができるようになったとしても、世帯収入はそれまでの半分以上に減少することも考えられます。

公益財団法人 生命保険文化センターが公表した「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」によると、約7割以上の方が介護や就労不能といった、病気やケガで「働けなくなるリスク」への不安を感じています。

その一方で、これらのリスクに対して、現在何らかの形で既に準備をしている方は、死亡保障や医療保障に比べて少ないのが現状であり、働けなくなったときの保障のニーズが高まっていると想定されます。

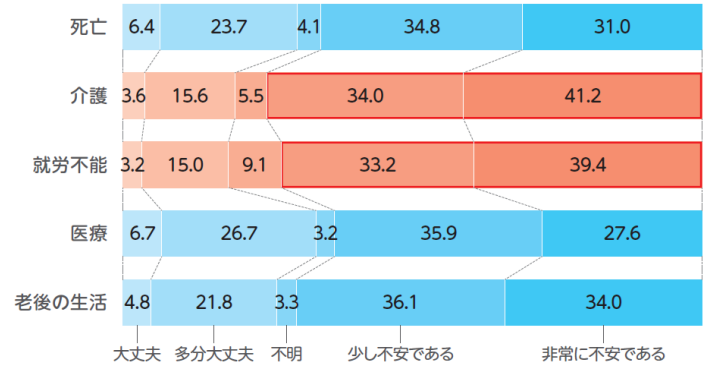
このような状況を踏まえ、当社では、お客さまが働けなくなったときの生活費をご準備いただくための新商品「&LIFE新総合収入保障ワイド」「&LIFE 暮らしの応援ほけん」を開発しました。

●障害年金受給世帯の世帯収入



●経済的備えに対する安心感・不安感

(%)



※上記データのうち、介護は「世帯主または配偶者が要介護状態になった場合の公的介護保険の範囲外費用に対する経済的備え」。医療は「世帯主が2〜3カ月入院した場合の健康保険診療範囲外費用に関する経済的備え」。

●世帯主における生活保障の準備状況（現在準備していると回答した方の割合）

死亡	介護	就労不能	医療	老後の生活
48.6%	18.7%	19.3%	52.2%	32.5%

(公財) 生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」

2. 商品のしくみ

(1) 主契約

それぞれの商品に応じて、死亡されたとき、約款所定の高度障害状態・特定障害状態・生活介護状態・就労不能障害状態等になられたとき、保険期間満了まで年金を毎月お受け取りいただけます。

【しくみ図（主契約）】



注 保険料払込期間については、保険期間よりも短い（短期払）タイプもお取り扱いします。

■新商品において選択できる保険契約の型は次のとおりです。

商品名	保険契約の型	給付の種類				
新総合収入保障ワイド	IV型	収入保障年金	高度障害年金	生活障害年金	生活介護年金	就労不能障害年金
暮らしの応援ほけん	V型	—	高度障害年金	生活障害年金	生活介護年金	就労不能障害年金

(2) 付加できるオプション（特則・特約）

メンタル就労不能障害保障特則（新設）

新保険料払込免除特約

リビング・ニーズ特約（※「&LIFE 暮らしの応援ほけん」の場合、付加することはできません）

区分料率適用特約（※「&LIFE 暮らしの応援ほけん」の場合、付加することはできません）

3. 保障内容

(1) 主契約

商品名（保険契約の型）	年金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
&LIFE 新総合収入保障ワイド(IV型)	収入保障年金	死亡されたとき	基本年金月額 お支払事由に該当された日を第1回年金支払日として基本年金月額をお支払いします。 以後保険期間満了時までお支払事由に該当された日の月単位の応当日に基本年金月額をお支払いします。
&LIFE 新総合収入保障ワイド(IV型) &LIFE 暮らしの応援ほけん(V型)	高度障害年金	病気やケガで、約款所定の高度障害状態になられたとき	
	生活障害年金	病気やケガで、次のいずれかに該当されたとき ・国民年金法にもとづき、障害等級1級の状態に該当していると認定されたとき ・約款所定の特定障害状態になられたとき	
	生活介護年金	病気やケガで、次のいずれかに該当されたとき ・公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ・満65歳未満の被保険者について約款所定の生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき	
	就労不能障害年金	病気やケガで、次のいずれかに該当されたとき ・国民年金法にもとづき、障害等級2級の状態（精神障害等を除く ^{注3)} に該当していると認定されたとき ・約款所定の就労不能障害状態になられたとき	

※ 収入保障年金・高度障害年金・生活障害年金・生活介護年金・就労不能障害年金は、重複してお支払いできません。

※ 上記の年金のいずれかを保険期間満了（最低支払保証期間を含む）までお支払いした場合、保険契約は消滅します。

※ 保険種類の型は、保険期間の途中で変更できません。

注3 次のいずれかに該当していると認定された場合、就労不能障害年金はお支払いできません。

- ・障害等級2級の第16号（精神の障害であって、第1号から第15号までと同程度以上と認められる程度のもの）
- ・障害等級2級の第17号（身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が第1号から第16号までと同程度以上と認められる程度のもの）

＜ご参考：国民年金法にもとづく障害等級1級・2級の状態とは＞

障害等級1級	他人の介助がなければほとんど日常生活を送ることができない状態をいいます。 たとえば身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできない状態です。 例：・両眼の視力の和が0.04以下 ・両手のすべての指を欠いている ・座っていることができない、または立ち上がることができない 等
障害等級2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活が極めて困難で労働することができない状態をいいます。たとえば家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできない状態です。 例：・両眼の視力の和が0.05以上0.08以下 ・片手のすべての指を欠いている 等

(2) 主なオプション（特則・特約）

①メンタル就労不能障害保障特則：精神障害による就労不能に備えることができます

新設

「メンタル就労不能障害保障特則」を付加することにより、次のいずれかの状態になられたとき、一時金をお受け取りいただけます（100万円・200万円・300万円から選択できます）。

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
メンタル就労不能障害一時金	精神障害により、次のいずれかに該当されたとき ・国民年金法にもとづき、所定の状態 ^{注4} に該当していると認定されたとき ・約款所定のメンタル就労不能障害状態になられたとき	メンタル就労不能障害一時金額

注4 障害等級1級の第10号の状態または障害等級2級の第16号の状態をいいます。

※ メンタル就労不能障害一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

※ 次のいずれかに該当した場合、メンタル就労不能障害保障特則は消滅します。

・メンタル就労不能障害一時金が支払われたとき。ただし、保険契約は存続します。

・収入保障年金・高度障害年金・生活障害年金・生活介護年金・就労不能障害年金のいずれかが支払われたとき（「&LIFE ぐらしの応援ほけん」の場合で、死亡された場合を含みます）。

②新保険料払込免除特約：現行商品（新収入保障・新総合収入保障）同様、付加することができます

「新保険料払込免除特約」を付加することにより、悪性新生物（ガン）と診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患で入院されたとき、以後の保険料のお払込みは不要となり、保障はそのまま継続します。

保険料払込免除事由	
悪性新生物(ガン)	責任開始期前を含めて初めて悪性新生物(ガン)に罹患したと医師によって診断確定されたとき ただし、次の場合を除きます。 ・上皮内ガン(子宮頸ガン0期・食道上皮内ガン・非浸潤ガン・大腸の粘膜内ガン等) ・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン ・責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された乳ガン
心疾患	心疾患 ^{注5} または脳血管疾患で入院されたとき
脳血管疾患	

注5 心疾患には「高血圧性心疾患」は含まれません。

4. 保険料例（月払・口座振替扱）

新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）無配当 保険契約の型：Ⅳ型・Ⅴ型
保険期間・保険料払込期間：65歳満了、最低支払保証期間：2年、基本年金月額：10万円
新保険料払込免除特約あり メンタル就労不能障害一時金額：100万円

(1) 標準体料率

(単位：円)

商品名	&LIFE 新総合収入保障ワイド(Ⅳ型)				&LIFE ぐらしの応援ほけん(Ⅴ型)			
	男性		女性		男性		女性	
契約年齢	メンタル就労不能障害特則あり	メンタル就労不能障害特則なし	メンタル就労不能障害特則あり	メンタル就労不能障害特則なし	メンタル就労不能障害特則あり	メンタル就労不能障害特則なし	メンタル就労不能障害特則あり	メンタル就労不能障害特則なし
30歳	6,022	5,890	4,475	4,340	3,762	3,630	2,865	2,730
40歳	7,340	7,150	5,206	5,010	4,230	4,040	2,946	2,750
50歳	8,743	8,410	5,471	5,130	5,203	4,870	3,191	2,850

(2) 区分料率適用特約を付加した場合（SD非喫煙者優良体料率）

(単位：円)

商品名	新総合収入保障ワイド(Ⅳ型)			
	男性		女性	
契約年齢	メンタル就労不能障害特則あり	メンタル就労不能障害特則なし	メンタル就労不能障害特則あり	メンタル就労不能障害特則なし
30歳	4,962	4,830	3,815	3,680
40歳	5,940	5,750	4,466	4,270
50歳	6,973	6,640	4,851	4,510

※「&LIFE ぐらしの応援ほけん」の場合、「区分料率適用特約」を付加することはできません

本資料は商品の概要について記載したものです。

生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

以上